

全国環整連第42回全国大会岐阜で開催 1413名が参加

10月31日 岐阜グランドホテル
大会式辞を述べる玉川会長



衆議院議員
金子一義様



環境省大臣官房廃棄物対策課課長
瀬川恵子様

浄化槽は、危機管理の中で迅速に対応できる強固なシステムということで、私もが作った計画でも続けさせていただいている。岐阜県では岐阜県環境整備事業協同組合のリーダーシップの下、清掃・点検・法定検査の3つの連携と、そして現場でタブレット端末を生かしながら、個々の浄化槽

ごとのデータを的確に把握をし、対応していく。こういう先進的な取り組みもやつていただきたいと思います。今回の中でも、この分科会でもこうしたテーマについてお話しにあります。



古田肇様

岐阜県知事

来賓祝辞

10月31日の大会式典には、古田肇岐阜県知事をはじめ、金子一義衆議院議員、環境省廃棄物対策課瀬川恵子課長など、議員186名、行政346名の来賓者、全国環整連863名、合計1413名が参加した。冒頭で玉川会長が式辞を述べた後、古田肇岐阜県知事から祝辞をいただいた。大会式典に続き、3会場に分かれて「合特法」「浄化槽」「ごみ」の分科会が行われた。

発行
岐阜県環境整備事業協同組合
岐阜市六条大溝 4-13-6
☎ 058-274-0567
F A X 058-275-2712

大会式辞「新たな信頼」

全国環境整備事業協同組合連合会
会長 玉川福和

岐阜県知事をはじめ多くのご来賓の出席を得て「清流の国ぎふ」の地で全国環境整備事業協同組合連合会第42回全国大会を開催するにあたり式辞を述べます。

2001年9月11日 アメリカ同時多発テロから15年、イラク戦争、アフガニスタン戦争、シリアに対しては連日無人機による空爆は罪無き人たちの家族を殺害し、家を奪い、難民は1,100万人を越え、犠牲者は今後も増え続ける。

テロとの戦いは誰と戦っているのか。

誰もが疑問を持ちながら 声を出さない 現実社会がある。

「人類の能力の未熟さを感じる。」

国内においては、政治家の政務活動費不正受給、業界では三菱自動車の不正燃費偽装、次は何かを考えると医療関係かと答える。

本日の分科会で合特法・ごみ・浄化槽の関係を3つの会場で議論します。

合特法については、

平成23年1月佐賀地裁にて原告が勝訴。

平成24年4月には福岡高裁で被告であった行政が勝訴。

平成26年4月最高裁にて上告棄却で行政の主張が是認された結果を検証します。

ごみの分科会で、新しい事件であるココ壱番屋のカツ横流しをテーマにします。上辺の薄い部分を見ると、産廃業者の単純な事件のように思うが、少し考えると料金問題であることが解る。

廃棄物を処理するにはリサイクル費・処分費・運搬費・最近は中間業者による経費が必要になる。「赤字になれば不正事件に発展する。」

どこに問題があったかは、本日の分科会 循環資源部会で取り上げ答えを出します。

浄化槽の分科会では、岐阜県内の浄化槽に関する保守点検・清掃・法定検査の3つの業種の業者が統一ソフトによるタブレットを利用して3業種がどの様に連携して良好な処理水質を得ようとしているか、「清流の国ぎふ」作りにどの様に関わっているのかを検証します。

やがて消滅するとされている業種であっても、火が消える直前まで「新たな信頼」が得られるよう「人として全力で与えられた仕事に取り組む必要がある。」

玉川会長は所信表明で「少子化により下水道が運転できなくなるたどきには、我々が維持管理業者として選択肢の対象になるのか、皆で目標を立て、「新たな信頼」を得られるよう、次の変化に備えなければならない。「新たな信頼」とは何か。タブレットを用いた浄化槽の水質管理である。インチキから決別し、正しい仕事、正しい要求、正しい評価を得ることが「新たな信頼」に結びつく」と叱咤した。

分科会A「合特法」

講演「廃棄物処理法と合特法」



林勘市法律事務所
代表弁護士

林 勘 市 樣

合特法の趣旨

下水道の整備が進むことによって一般廃棄物の処理業務が減少していくことは避けられません。合特法の目的は、適正処理の継続です。一般廃棄物処理量が減少していき、業者の経営基盤が不安定化していく。この業者に対する支援を行いますが、業者の保護が最終目的ではなくて、適正処理を継続するために合特法はあります。

行政と業者の役割

処理が確保できるということがになりますので、合理的な考え方であり、最高裁の考え方にも沿っているということが言えると思います。

区域割りの必要性

格の事業とは位置付けられていな。』と最高裁は明言しています。逆に公平・公正の観点、あるいは競争させるることによつて価格が適正な価格に落ち着く独占禁止法の考え方を否定しています。それは価格の有利性が多少犠牲になつても、むしろ適正運営の安定性、継続性をより重視すべきだと最高裁が自ら考え方を述べております。これが非常に重要であります。

最高裁判例では、すでに1社に許可を与えていましたが、さらに新規申請業者も許可を与えて参入を許しました。その結果、競争が起き、既存業者は倒産しました。最高裁は、許可業者の乱立によって適正な運営が害されないように、処理業の需要状況の調整が図られる仕組みが設けられており、これを踏まえて処理計画が作成されていると特筆すべき判断をしています。

『一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられる性

一般廃棄物処理の変遷

元来	し尿は有価物・肥料として重宝された	
明治 33 年	汚物掃除法施行 (日本初の廃棄物に関する法律)	
	化学肥料の急速な普及、農村人口の都市部流出によりし尿は不要物となる	
	全国で自然発的に清掃業者が登場した	
昭和 5 年	汚物掃除法改正 (市町村はし尿処理の義務を負う)	
昭和 19 年	浄化槽の規格制定 徐々に普及	
昭和 29 年	清掃法施行	
	市町村は許可を発行するのみで、業者は処理まで押し付けられていた	
	市町村に処分場はなく、業者はやむなく不当投棄を繰り返していた	
	行政から業者に対し新規許可の脅しや低料金の押し付けがなされていた	
	業者は住民から職業による社会的蔑視・差別を受けていた	
昭和 33 年	下水道法制定	に策定するか まとめてあります。 それによると、ごみ
昭和 45 年	廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 施行	を領が るまで だらうと思 います。
昭和 50 年	合特法 (下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法) 施行	に接続するまで 続く。これは論理的な帰 換業務
昭和 50 年	依命通知 (昭和 50 年 10 月 21 日)	
昭和 58 年	浄化槽法施行	
平成 5 年	4. 6 通知 (平成 5 年 4 月 6 日)	
平成 6 年	3. 29 通知 (平成 6 年 3 月 29 日)	
平成 26 年	伊万里市判例 (平成 26 年 4 月 3 日最高裁確定)	

パネルディスカッション「廃棄物処理法と合特法」

パネリスト

林勘市法律事務所
大垣市議會議員
全國環整連 適正処理推進部会

市司行一弘
勸幸紀禎政
山山中村
林横谷田梅
長長長
代表弁護士
部委部
様様

パネルディスカッションの口火を切ったのは、横山大垣市議会議員でした。

合特法の制定の経緯と趣旨について、また支援の種類と期限について質問があり、行政と業者が共に、下水道に繋がる最後の1軒まで廃棄物処理責任を全うすることが確認された。

合特法による支援は
どんなものがあるのか

支拂はいこまで續くのか



大垣市議會議員
横山幸司様

【谷山会長】業務による支援と金銭補償の2つがあり、全国環整連としては仕事が一番あるため、転換業務の拠出による措置を方針としています。

【林弁護士】業者の皆さんは一時的にお金が欲しいわけではなく、仕事を通して社会に貢献したい、社会的な公共性の高い仕事にプライドを持っている。業務の安定を保持するために必要かつ十分な事業を付与する必要があるうかと思います。

【田中委員長】平成6年に出了通知文3・29通知には合理化事業計画をどのように策定するか要領がまとめています。それによると、ごみされていました

はありません。ですから特法の趣旨、目的から考へていかなければなりません。平成5年4・6通知では、『下水道による処理の転換が完了する直前まで継続して行わなければなりません』とあります。要するに下水道の整備がどんどん進んでいくて転換業務を回入の減少に応じて付与しきれども残業務があります。しかし、残業務がある間は、一般廃棄物の処理を責任を持つて業者は続けなければならぬので、経過する不安定な状態では続けることができないでしよう。ですから最後の一軒が下水道に接続するまで転換業務が続く。これは論理的な帰結だらうと思います。



方針・本会議

全国環整連組合員 781名参加

政府に対する要望決議、大会スローガン、大会宣言 採択
次回開催地は、徳島県

議が環整連会員781名参加で行われた。はじめに各部会から活動方針が示され承認された。適正処理推進部会は、八科会「合特法」のまとめをした後、市町村固有の事業である一般廃棄物処理業務を遂行するためには、区域割りをし、その責任区域の下、質の高い適正業務を乞うことが重要。そのため合理化事業計画のない市町村に対し、要望を出すことによって収集運搬料金が低い実態がある。適正処理には適正料金が必要である。今後佐賀県において現地支援を軸に適正業務に取り組むとした。

浄化槽部会も分科会「浄化槽」のまとめをした後、システム一元管理を進め、きれいな放流水質を出すことが目的。そのためには3業種が連携することが重要。法で定められた年3回の保守点検、年1回の清掃、法定検査を行い、タブレットによりデータを集約し、連携した維持管理で浄化槽の役割を責任を持つて果たすことの重要性を強調した。

下水道部会は、平成3年の農集排、平成5年の下水道の維持管理についての通知に、あるように、合特法に基づいて維持管理を受託することができる。安定的継続な受託方法の確立と管理体制向上に努めるとした。事業部会は、集排污泥のバイオマス資源を活用し、循環型社会による3R政策を実現していくとした。

玉川会長所信表明

「新たな信頼」とは
タブレットを用いた
水質管理である

このままいくと、残業務遂行に赤字がかさむ可能性があり、業者が潰れる。潰れたときに直営でやることになるため、業者を生かさず殺さず使い切ろうとしていた。したがって、最後の軒が完了するまで、その声前までこの業務は行う必要があると合特法に明記しました。しかし補償金で果たした。

選択の対象になるのか。
国策として浄化槽整備の
入るという大転換をしたま
きに、今まで通りの許可制
は変更があり得ると私は
思う。そのときにこれでい
い、これ以上の管理方法は
ないという所まで行きつ
のが私の目標です。
日本の人口変動は大都市
圏に移動しだす。田舎は過

なにか手立てのない町は、浄化槽に転換する可能性は十分ある。ですから、無理にでもターレットを導入した水管路体制を定着させたい。

「な信頼」に結びつくと私は思う。心がけがない限り自分自身は変わらない。役所の対応が悪くて変えたからたら自分が変わるしかないと。しかし、ぶつかった時は全員で結束して助け合い、力押しするときは、必要があればやる。

施設を整備して、市の職員が現場労働者としてし尿処理を行つた。私たちの先達は、多くはその処理場が不十分であるため、不法投棄をしながら業務を行つて来た歴史的事実がある。

昭和50年に合特法ができました。なぜできたかといふと、昭和40年の高度成長を迎え、下水道の供用率は急激に上がつた。そこで、

これからどうするのか。净化槽の分科会では、タブレットを用いて水質に責任を持つてゐるような体制を作ることとしています。現在日本では少子化を抱えて、解決策の無い状態が続いているのです。今後10年で必ず消滅する自治体が発生する。しその前に起こることは、集合処理がここまで進んでいるため、その集合処理施

日本の将軍

やるなら、転換業務を選択しようということで、岐阜県では転換業務を選択した。一方、金銭補償を選択した県もある。

頃、県と料金交渉をしたとき、県の部長は窓の外を歩いていた。同じテーブルで話がしたいだけなのに、窗口からわざわざ身を小さくして何か特殊な人種が来るようにしたくて、こういう思つてありました。

事をして、正しい要求をして、正しい評価を得る。それが「新たな信頼」に結びつく。これが私が皆さんに投げかけをし、共に目指す次の舞台です。今の状態の信頼関係では、次の舞台にいません。「新たな信頼」を勝ち得るまで頑張ることを皆さんとお約束して、本針といたします。

私には目標があった。但所にいくとき、父親は裏から入り、課長や係長にへう。それが当たり前のよ

レットを導入した水質管理体制を定着させたい。

理い。しかし、ふつかつた時は全員で結束して助け合いい、力押しするときは、必要があればやる。

事をして、正しい要求をして、正しい評価を得る。それが「新たな信頼」に結びつく。これが私が皆さんに投げかけをし、共に目指す次の舞台です。今の状態の信頼関係では、次の舞台にいません。「新たな信頼」を勝ち得るまで頑張ることを皆さんとお約束して、本針といたします。